

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十七号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に必要事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。